農業水利施設ストックマネジメント対策関連事業概念図

農村整備課水利施設保全班：H29．4．1

ストックマネジメント

	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設
ソフト　Ⅱ・Ⅲ　機能診断	国営造成水利施設保全対策指導事業（国）【国費100%】	県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（県） ・A=100ha以上／施設 【50%,25%,25%】	団体営水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）（土地改良区等） ・A=100ha以上／施設 【50%,15%,35%】【（過疎等）55%,15%,30%】
		土地改良施設機能診断事業（県単）（土地改良区等） ・A＝20ha以上/施設 ・170万円以上/地区	
	農業水利施設保全合理化事業事業（県）（土地改良区等） ・機能保全計画作成　A＝10ha以上/施設 【基幹的農業水利施設は定額，その他施設は　50%,25%,25%】		
ハード　Ⅳ　予防保全	国営かんがい排水事業（施設整備）（国） 国営施設機能保全事業（国） ・A=3，000ha以上/地区 ・10億円以上/地区 【2/3,17%,6%,10.4%】 施設規模により補助率変動	県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（県） ◎ 法律補助及び予算補助 ・A=100ha以上/施設 ・5千万円以上/地区 【50%,25%,25%】 ※1：1施設あたり事業が おおむね1億円未満の場合は，予算補助事業を選択することができる。 ※2：早急に事業化する必要がある場合は，予算補助事業を選択することができる。	団体営水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）（土地改良区等） ◎法律補助及び予算補助 ・A＝100ha以上/施設 （国補助で機能診断した場合） ・A＝10ha以上/地区 （国補助以外で機能診断した場合） ・3千万円以上/地区 ・200万円以上／1施設 【50%,15%,35%】【（過疎等）55%,15%,30%】
	国営施設応急対策事業（国） ・A＝500ha以上/施設 ・2千万円以上/1箇所 【2/3,19.4%,9%,5%】 突発事故が発生した場合の対応		
	団体営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（土地改良区等） ・A＝100ha以上/施設　・3千万円以上／地区　・200万円以上／施設 【50%,15%,35%】		
Ⅰ　維持管理	土地改良施設維持管理適正化事業（土地改良区等） ・2百万円～1千万円程度/施設　【30%,30%,40%】		
	基幹水利施設管理事業 ・A＝1，000ha以上/施設 ・団体営：【30%,1～30%,40～69%】	国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（団体営） ・国営、国営付帯県営施設 【50%,1/25%,49/25%】	
		県営造成施設管理体制整備促進事業（団体営） 県営及びその関連施設 【県50%以内,市町村50%以上】	
新設・機能向上	国営かんがい排水事業	県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）、県営農地防災事業等	

注：本表に於ける採択条件は，すべて，「かつ」条件である。